



2027年国際園芸博覧会
公式マスコットキャラクター
トウキョウトウキョウ

令和8年9月30日
国土交通省関東地方整備局
建政部

神奈川県鎌倉市の歴史まちづくり計画（第2期）の認定

神奈川県鎌倉市の歴史まちづくり計画（第2期）について、歴史まちづくり法に基づき、9月30日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。

今回の認定により、関東甲信地方において第2期計画の取組を進める都市は、歴史まちづくり計画が認定された全22都市のうち9都市となります。

なお、文部科学省、農林水産省、国土交通省、鎌倉市による同時発表を行います。

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

【第2期計画の概要】

- (1)計画期間：令和8年度から令和17年度まで
- (2)内容：第1期計画で設定した6つの歴史的風致を深掘りし、「鎌倉遊山にみる歴史的風致」を新たに加えた7つの歴史的風致として位置づけるとともに、重点区域である「古都鎌倉区域」の拡大や、文化財の修理及び整備支援や歴史的建造物の活用促進、散策路や観光案内施設の整備、緑地保全、オーバーツーリズム対策、日本遺産事業、博物館事業、郷土文化の普及啓発など多様な事業を展開することで、鎌倉らしい歴史的風致の維持及び向上並びに持続可能なまちづくりを推進する。

※詳細は、別添の国土交通省 都市局 公園緑地・景観課の記者発表資料をご参照ください。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

<制度・計画の内容等についての問合せ先>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 宇川、渡邊、間瀬

電話：03-5253-8111（内線：32983・32986・32988）

文化庁 文化資源政策・記念物課 才木、上垣、小川

電話：075-451-4111（内線 9655・9668）

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 土地利用計画班

電話：03-3502-8111（内線 5534）

<関東甲信地方における認定状況についての問合せ先>

国土交通省 関東地方整備局 建政部 計画管理課長 小松、課長補佐 中山

電話：048-601-3151（内線 6121・6123） FAX：048-600-1920

【参考】

関東甲信地方の歴史的風致維持向上計画認定状況（令和８年９月３０日時点）

認定順		認定都市名	認 定 日	
全国	関東甲信		第１期計画	第２期計画
7	1	長野県 下諏訪町	平成２１年３月１１日	（第１期計画で完了）
10	2	茨城県 桜川市	平成２１年３月１１日	令和３年３月５日
13	3	茨城県 水戸市	平成２２年２月４日	平成３１年３月２６日
16	4	群馬県 甘楽町	平成２２年３月３０日	令和２年３月３１日
24	5	神奈川県 小田原市	平成２３年６月８日	令和３年３月２９日
25	6	長野県 松本市	平成２３年６月８日	令和３年５月１９日
26	7	埼玉県 川越市	平成２３年６月８日	令和３年３月２９日
35	8	長野県 東御市	平成２４年６月６日	（第１期計画で完了）
37	9	長野県 長野市	平成２５年４月１１日	令和６年３月１８日
50	10	神奈川県 鎌倉市	平成２８年１月２５日	令和８年９月３０日
55	11	長野県 千曲市	平成２８年５月１９日	令和８年３月１９日
61	12	山梨県 甲州市	平成２９年３月１７日	
63	13	群馬県 桐生市	平成３０年１月２３日	
74	14	千葉県 香取市	平成３１年３月２６日	
75	15	栃木県 下野市	平成３１年３月２６日	
76	16	栃木県 栃木市	平成３１年３月２６日	
88	17	群馬県 前橋市	令和４年１２月２０日	
90	18	長野県 上田市	令和５年２月１５日	
92	19	茨城県 土浦市	令和５年１２月１９日	
96	20	長野県 塩尻市	令和６年７月１７日	
98	21	神奈川県 横浜市	令和７年３月２１日	
101	22	東京都 大田区	令和８年５月２２日	

今回認定

※関東甲信地方：

関東地方整備局管内の１都８県

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）

同時発表：文部科学省、農林水産省、
関東地方整備局、鎌倉市

令和 8 年 9 月 30 日
都市局公園緑地・景観課

神奈川県鎌倉市の歴史まちづくり計画（第 2 期）を認定します ～ 2 期計画認定都市は 52 都市へ拡大～

鎌倉市の歴史まちづくり計画（第 2 期）について、歴史まちづくり法に基づき、9 月 30 日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。（詳細は別紙参照）

※歴史まちづくり計画の正式名称：歴史的風致維持向上計画

※歴史まちづくり法の正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



若宮大路と二ノ鳥居



潮神楽（材木座海岸）

今回の認定により、歴史まちづくり計画認定 102 都市のうち、第 1 期計画を完了し、第 2 期計画の認定を受けた都市は 52 都市となります。（うち 1 都市は第 3 期計画を認定済み）

認定日：令和 8 年 9 月 30 日（水）

※歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

これらを「歴史的風致」として地域固有の資産であると捉え、関係省庁が連携し、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承について、ハード・ソフト両面から支援しています。

【問い合わせ先】

●国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室 宇川、渡邊、間瀬

TEL：03-5253-8111（内線 32983、32986、32988）／03-5253-8954（直通）

●文化庁 文化資源政策・記念物課 才木、上垣、小川

TEL：075-451-4111（内線 9655、9668）／075-451-9668（直通）

●農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 土地利用計画班

TEL：03-3502-8111（内線 5534）／03-3502-6004（直通）

かながわけんかまくらし

神奈川県鎌倉市における歴史的風致維持向上計画（第２期）の概要

○神奈川県鎌倉市の取組

（１）第１期計画の取組による成果

鎌倉市では、歴史的建造物の保存活用、周辺市街地の環境整備、自然的環境の保全、歴史的遺産の保存・公開活用、地域の伝統文化の継承を柱として、歴史的風致の維持・向上に取り組んできました。

これらの取組は、市民、関係団体、行政が連携して進められ、現在の鎌倉の歴史的風致の礎となっています。第１期計画においては、歴史的遺産の保存と活用、周辺環境の保全に取り組み、歴史的景観や文化財の適切な継承に向けた基盤整備が図られてきました。こうした取組は、現在の歴史まちづくりを支える重要な成果となっています。



史跡永福寺跡環境整備事業



鎌倉歴史文化交流館整備事業

（２）第２期計画の概要

第２期計画では、第１期計画で設定した６つの歴史的風致を深掘りし、新たに「鎌倉遊山にみる歴史的風致」を加えた「社寺における祭礼・行事や信仰」「海にまつわる活動」「若宮大路周辺における営み」「鎌倉遊山」「江ノ電」「別荘文化」「歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動」の７つの歴史的風致を位置付けています。これらを維持・向上させるため、重点区域である「古都鎌倉区域」を約１,７７６haに拡大し、歴史的建造物の保存・活用、良好な景観の形成、自然的環境の保全、文化財の公開・活用、伝統文化の継承などを総合的に推進します。

また、文化財の修理・整備支援や歴史的建造物の活用促進、散策路や観光案内施設の整備、緑地保全、オーバーツーリズム対策、日本遺産事業、博物館事業、郷土文化の普及啓発など、多様な事業を展開することで、鎌倉らしい歴史的風致の維持・向上と持続可能なまちづくりを推進することとしています。



鎌倉を代表する洋館である旧華頂宮邸



七里ガ浜に沿って走る江ノ電